

防災士の活動等に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本防災士会湘南支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、町内に地震、風水害その他の災害の発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者支援及び平常時における防災意識啓発活動等支援のために行う防災士の活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- （1）災害時における被災者支援活動
- （2）平常時における防災訓練や防災意識啓発活動
- （3）その他必要に応じ協力できること

（協力要請）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について速やかに適切な処置をとるものとする。

2 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（災害時の活動拠点）

第4条 災害時における乙の活動拠点は、甲が指定する避難場所等とする。ただし、当該拠点が被災し、その使用が困難なときは、甲がこれに変わる場所を確保するものとする。

（災害時の活動等）

第5条 乙が実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害時における救助又は救助活動の支援に関すること
 - （2）災害時における避難所等の運営等の支援及び指導に関すること
 - （3）災害時におけるボランティア活動への支援及び協力に関すること
- 2 乙は、活動状況を随時、甲に報告するものとする。

（平常時の協力）

第6条 乙は、平常時からボランティア団体、地域住民及び防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、研修会講師の派遣、訓練指導の実施その他の防災意識の啓発活動を行うことにより、防災に関する協力体制の確立を図るものとし、甲は乙に対して必要な支援を行うものとする。

（資機材の確保）

第7条 甲と乙は、本協定に基づく防災士の活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担の決定及び支払方法）

第8条 乙が実施した支援活動に要した費用は、甲が必要と認めたものについては、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては事務局長とする。

2 甲乙は、双方の連絡責任者又はその所属部署を連絡窓口とし、確実かつ円滑な情報の伝達に努めるものとする。

（事故の報告）

第10条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し報告するものとする。

（従事者の損害補償）

第11条 前条に基づき、甲はこの協定に基づく支援活動中の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第12条 乙は、第3条の規定による支援中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（情報管理）

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく支援活動の実施により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、寒川町個人情報保護条例（平成11年12月21日条例第25号）に基づき、適正な維持管理に努めなければならない。協定期間の満了又は解除後においても同様とする。

（秘密の保持）

第14条 乙は、本協定に基づく支援活動の実施の際に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、支援活動の履行過程において得た記録簿等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月24日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 木村 俊雄



乙 神奈川県横須賀市森崎4丁目34番3号
特定非営利活動法人 日本防災士会湘南支部

理事長 水嶋 康男

